Licensed under a Creative Commons表示2.1日本 license ©2010 ライフサイエンス統合データベースセンター

Database Center for Life Science (DBCLS)
Research Organization of Information and Systems (ROIS)

データ・情報の円滑な利用に向けた権利関係の整理の試み

○箕輪真理, 高祖歩美, 中尾光輝, 河野信, 八塚茂, 畠中秀樹, 川本祥子, 永井啓一, 大久保公策, 高木利久
（ライフサイエンス統合データベースセンター）

0.なぜデータベースの再利用が進まないか？

生命科学分野におけるデータベースの問題点

- 所在や利用法がわからない
- 日本語化されていない
- データベースを使いこなすための技術開発が不足
- データベース構築、維持を担う人材の不足
- 各機関やプロジェクトで構築されたデータベースがなかなか公開されない
- プロジェクト終了後はデータベースが維持されない
- 実験系と情報系の研究者間の相乗作用が小さい
- 実験データと文献の知識との連携が弱い
- データベース整備の中長期的戦略を担う体制が未整備

（注：灰色の部分は他の手段で解決を試みている課題）

0.連携施策群補完課題「生命科学データベース統合に関する調査研究」(代表：大久保公策)における指摘(抜粋)

1.「政府資金によるデータ産生型プロジェクトのデータを我が国の研究社会で早期に共有するためのルール」の作成を検討すべきと考える
(略)
これまでも研究成果の公開には積極的な取組がなされているが、今後、一定の国家プロジェクトについては、その研究により得られたデータが合理的な期間内に共有されるための仕組みが構築される必要がある。
具体的には、政府資金によるデータ産生型のプロジェクトについては、研究計画の申請時において産生を企図するデータの種別と量につき明確にし、データ共有の為の計画を提案採択時の重要な判断基準とすることなどが考えられる。また臨床医学研究などのプライバシーに関わる研究においても、データの匿名化などによる非プライバシーデータ化とその共有のための仕組みを採択条件の一つとしてその質を競わせる等の工夫をするべきである。
(略)
b) 情報流通に影響を及ぼすその他の制度やルール
我が国の知的財産資源の有効活用を図る目的で実施されてきた一連の産学連携施策のうち、平成11年に発効した「産業活力再生特別措置法(いわゆる日本版バイドール法、後に関連条文は平成19年に「産業技術力強化法」へ移管された)」は、国の委託研究成果を実施機関へ移転することにより、研究成果の実用化を推進することを目的としている。しかしながら、研究成果の一部としてのデータの流通の観点から考えると、研究成果の権利化のためとして、研究終了後も一定期間は実施機関の中だけでデータが活用される、という状況を生み出すことにもなりかねない。研究者のアイデアが盛り込まれた知財と、科学的な事象を観察したデータを明確に切り分け、他者も利用可能な観察データに関してはその流通が円滑に速やかに図られるよう、実施機関に対する知的財産の優先権を確保しながらも、何らかのルール付けによる具体的な取り組みが必要と考えられる。
(略)
d) 技術の進歩とプロジェクトの実施、および制度設計の関連
学術情報は、解析技術の発展に伴って、その技術を利用した大型の国際的なプロジェクトが実施されることにより、その量が飛躍的に増大していった。一方で、それらの情報の流通に関しては、社会的インフラ整備が同時に発達してきたことにより、さらに加速された。欧米では、主要な資金配分機関である米国国立衛生研究所（NIH）、Howard Hughes Medical Institute, The Wellcome Trust などが、公的資金による研究成果を広く公開すべきというポリシーを、具体的な公開方法を示しながら提示しており、一部は強制力を持つ法制化まで実施されている。
学術界からの意見も数多く表明されて、これらのルールに生かされていると思われる。ルール作成は、大型プロジェクトの進行と同時に進められ、プロジェクトから出てくるデータの扱いについて今後適用されていくことになろう。我が国においても現在ではまだ知財活用に重点を置いたルールが先行している感はあるものの、2003 年以降、学術会議等から学術情報の有効活用に関する報告等が次々に出されているので、それらを参考にしながら、今後は知的基盤を支える学術情報についてのルール作りを、国民への成果還元という視点から考えていく必要がある。

1.生命科学系データベースアーカイブにおける課題とその対応

(アーカイブについての詳しい説明はポスター26をご参照ください)

- ➢データベース寄託者のインセンティブとは？
  - 広く利用されること
  - クレジットの確保
- ➢利用しやすいデータベースとは？
  - データ全体を自由に利用できること
  - 権利関係、利用条件が明確であること
  - 利用のつど、許諾を得る必要がないこと

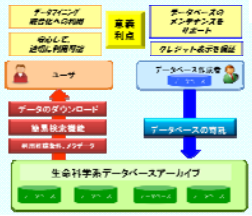

→クリエイティブ・コモンズ（CC）・ライセンスの採用

1.生命科学系データベースアーカイブの利用許諾(例)

標準利用許諾として
CC-表示-継承を採用

利用者ができること
・DBの複製・再配布
・DBの改変
・DBの閲覧
利用者が守るべきこと
・再配布時にDBに関する情報を表示
・DBの改変時にオリジナルの権利者が求める内容を表示
・DBの改変時にオリジナルDBと同じ利用許諾条件を適用

これらの条件のもと、一括ダウンロードを含むDBの自由な利用が可能に！

寄託者からの要望により追加利用許諾の採用も可能

それぞれの寄託者
（この場合はDBCLS）

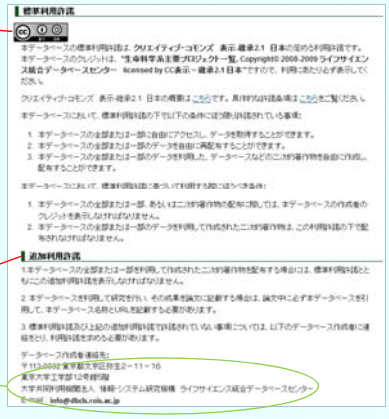

1.CCライセンスとアーカイブの方針

CCライセンスとは

作品の利用（再配布やリミックス作品の公開、実演等）のための4種類条件の組み合わせで著作者がライセンスの内容を決定

- 表示　作品のクレジットを表示すること
  →データベース寄託者のインセンティブに不可欠→採用○
- 非営利　営利目的での利用をしないこと
  →産業界での応用も広く推奨したい→不採用×
- 改変禁止　元の作品を改変しないこと
  →他のデータとのマージやリミックスが不可欠→不採用×
- 継承　元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること
  →派生物の公開を義務付けることでさらなる流通を促進→採用○

2.DBCLSが本プロジェクトで作成したデータのライセンス(例)

3.DBCLSにおける講演等の情報公開に関するポリシー

http://dbcls.rois.ac.jp/videoarchivepolicy

公開の対象と公開方法について

公開時の権利の扱いについて（原則CC-BYを採用）

外部の講師の方々への依頼について

参加者への録画周知について

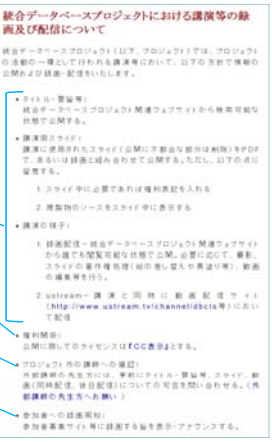

謝辞
アーカイブのライセンスポリシーの検討に際しては、
・クリエイティブ・コモンズ・ジャパン理事でもある野口祐子弁護士（森・濱田松本法律事務所）
・同アドバイザリーボードでもある末吉亙弁護士（潮見坂綜合法律事務所）
に大変にお世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

別途記載のない限り、本ポスターの内容は以下のライセンスのもとで使用できます。
Licensed under a Creative Commons表示2.1日本 license ©2010 ライフサイエンス統合データベースセンター